

宍粟市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

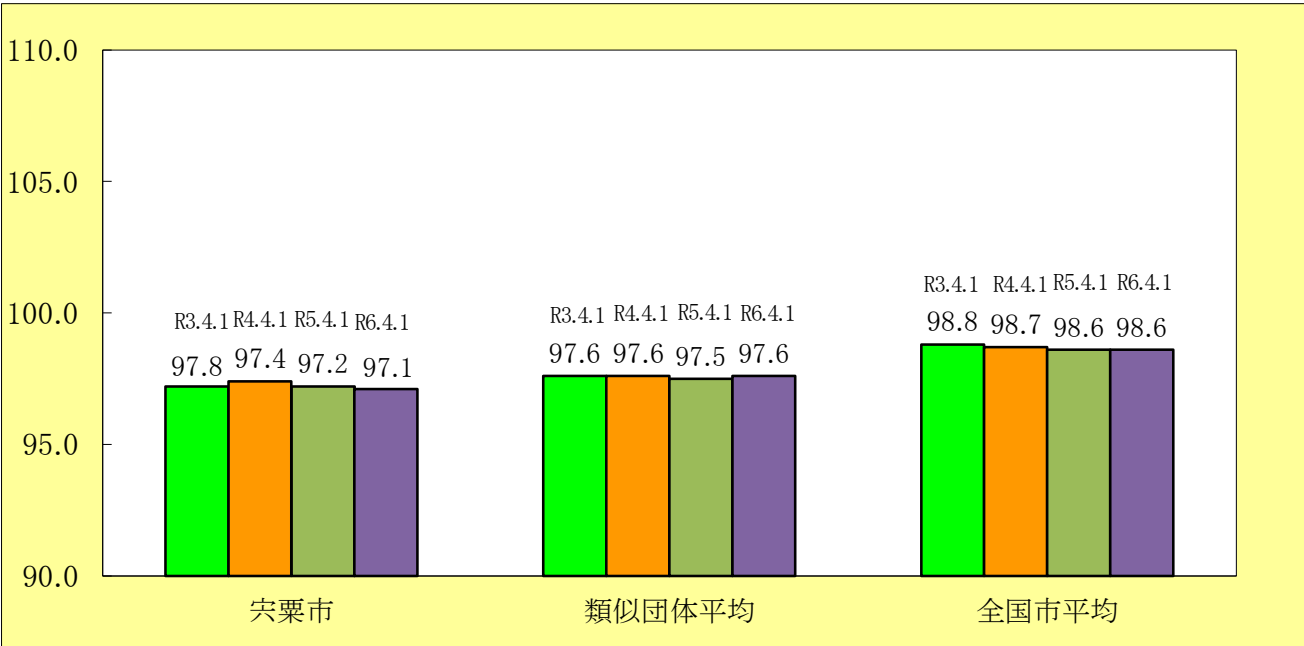
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
5	34,570	23,760,597	811,365	4,234,788	17.8%	17.1

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	一般市(Ⅰ-2)平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5	378	1,396,266	262,326	552,276	2,210,868	5,849	5,810

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数については令和5年4月1日現在の給与実態調査による普通会計の人数です。
なお、任任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員は除きます。
3 給与費については任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費は含みませんが、会計年度任用職員の給与費は含みません。
4 市は、政令指定都市・中核市・特例市・一般市に区分され、一般市はさらに人口や産業構造(産業別就業人口の構成比)により16の類型に分類されます(宍粟市は一般市Ⅰ-2のグループに属し、同じグループの団体を「類似団体」と呼びます)。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3 ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

-

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給 与 改 定 率	(参考) 国 の 改 定 率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧 告 (改定率)		
年度 6	円 —	円 —	円 (— %)	% —	% 2.76	% 2.76

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国 の 年 間 支 給 月 数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧 告 (改定月数)		
年度 6	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.60	月 4.60

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年金支給月数です。

※ 宍粟市では人事委員会を設置していないので、国の人事院勧告などを考慮し給与改定を行っております。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日
(内容)一般行政職について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職同様に国の見直し内容を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準0%に対し、宍粟市においても0%で支給なし。 (参考)												
	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の 支給割合	平成29年度の 支給割合	平成30年度の 支給割合	令和元年度の 支給割合	令和2年度の 支給割合	令和3年度の 支給割合	令和4年度の 支給割合	令和5年度の 支給割合	令和6年度の 支給割合
		4月1日時点	適及改定後									
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
宍粟市の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宍 粟 市	42.7 歳	319,684 円	389,881 円	364,008 円
兵 庫 県	43.2 歳	324,400 円	420,253 円	376,521 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	42.3 歳	317,292 円	376,472 円	344,715 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢(歳)	職員数(人)	平均給料月額(円)	平均給与月額(円) (A)	平均給与月額(円) (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢(歳)	平均給与月額(円) (B)	
宍 粟 市	52.9	21	303,219	362,594	329,233	—	—	—	—
うちその他技能労務職	45.9	7	280,600	375,670	314,286	飲食物調理事業者	41.2	278,500	1.35
うち学校給食調理員・病院調理師	56.6	7	302,071	334,511	319,886	廃棄物処理業	47.7	314,900	1.06
うち清掃職員	58.0	4	327,275	379,689	348,425	—	—	—	—
うち看護補助員	53.5	2	314,300	371,674	352,750	—	—	—	—
兵 庫 県	57.4	285	335,100	399,396	367,546	—	—	—	—
国	51.2	1,829	288,144	—	330,553	—	—	—	—
類似団体	51.9	12	294,304	323,768	305,233	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
宍 粟 市	—	—	—
うち学校給食調理員・病院調理師	5,966,806 円	3,650,900 円	1.63
うち清掃職員	5,434,198 円	4,376,300 円	1.24

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(令和3年～令和5年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宍 粟 市	43.8 歳	314,428 円	358,115 円
兵 庫 県	41.4 歳	362,200 円	422,546 円
類似団体	39.4 歳	292,402 円	329,101 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		宍 粟 市	兵 庫 県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	202,400 円	196,200 円
	高 校 卒	170,900 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職 (労務職)	高 校 卒	169,000 円	164,000 円	- 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	279,667 円	350,160 円	374,833 円	396,833 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	375,850 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
教育職	大 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	短 大 卒	- 円	- 円	- 円	- 円

※ 該当職員が無い場合や、対象者が1人等の場合は表示していません。

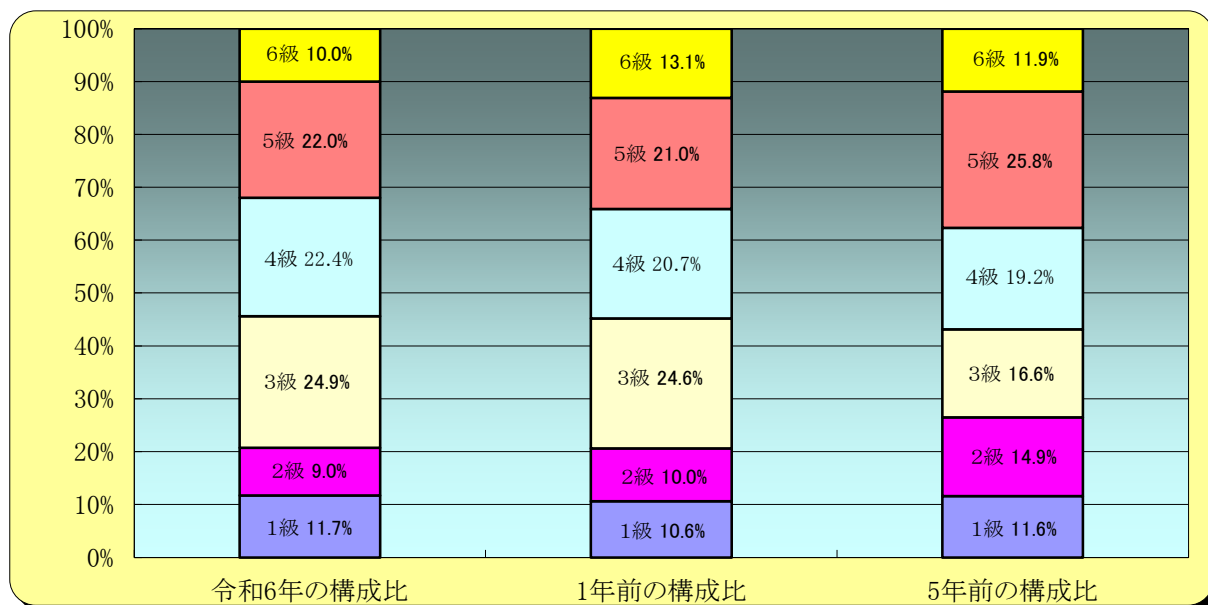
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和6年4月1日現在)

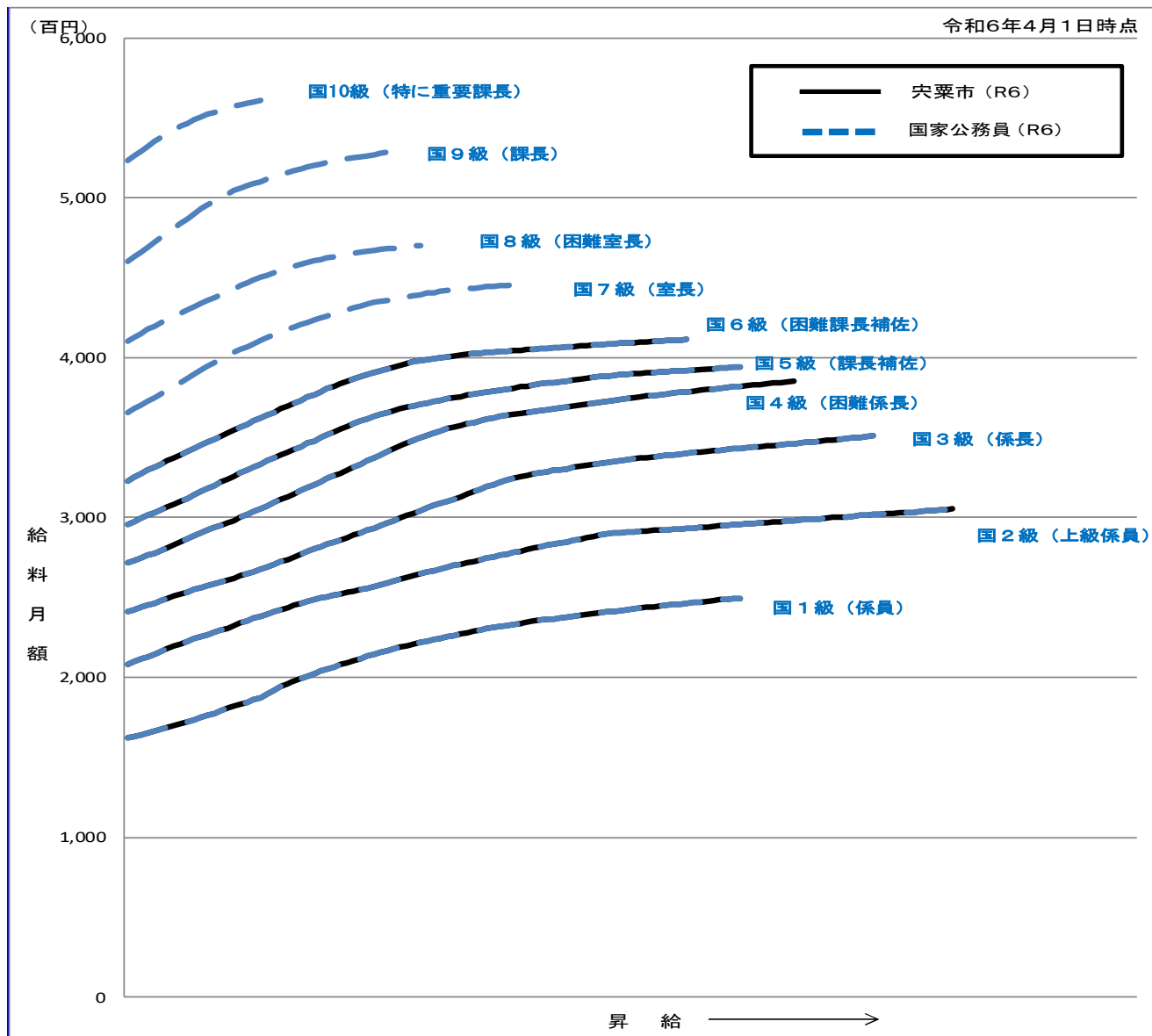
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6 級	市民局長・会計管理者・部長・市民局 副局長・次長	40 人	12.3 %	335,000 円	415,700 円
5 級	課長・事務長・所長・副課長・室長	70 人	21.5 %	309,800 円	398,200 円
4 級	係長・主幹	72 人	22.2 %	287,300 円	389,300 円
3 級	主査	81 人	24.9 %	261,300 円	354,700 円
2 級	主事	28 人	8.6 %	230,000 円	308,500 円
1 級	主事	34 人	10.5 %	183,500 円	258,100 円

(注) 1 宍粟市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。(再任用職員を除く)

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較(行政職一)(令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(中央市)

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

中央市	兵庫県	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,431 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,769 千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5・10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5~20% 管理職加算:10~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5~20% 管理職加算:10~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

(注) 令和5年人事院勧告における0.10月の引き上げ分(4.40月→4.50月)を令和5年12月期で調整。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(宍粟市)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

宍 粟 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
1人当たり平均支給額	3,314 千円	21,945 千円			
その他の加算措置 定年前早期退職特例加算 45歳以上で勤続20年以上 2%～45%加算 ※60歳までの年数1年につき算定基礎給料を3%加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2～45%) ※60歳までの年数1年につき算定基礎給料を3%加算		

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支 給 実 績 (5 年 度 決 算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)			0 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
宍 粟 市	0 %	0 人	0 %
地域手当補正後ラスパイレス指数			97.1
(ラスパイレス指数)			(97.1)

- (注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

(4) 特殊勤務手当

支 給 実 績 (5 年 度 決 算)			296,886 千円	
支 給 職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (5 年 度 決 算)			1,137,493 円	
職 員 全 体 に 占 め る 手 当 支 給 職 員 の 割 合 (5 年 度)			38.05 %	
手当の種類(手当数)			27種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫業務従事職員手当	保健センター職員等	感染症患者等の救護等	0 千円	1日当たり400円
危険又は困難業務従事職員手当	建設部等勤務職員	下水道マンホール等入孔・水道事業緊急出動	0 千円	1日当たり600円
	土地対策課等勤務職員	山地における特に危険又は困難な業務	47 千円	
	給食センター勤務職員	ボイラー作業及び維持管理業務	6 千円	
	当該業務に従事した者	有害物取扱業務	0 千円	
	当該業務に従事した者	除雪作業車運転による除雪作業	0 千円	
旅行死亡人の取扱業務従事職員手当	当該業務に従事した者	死人の移送及び埋火葬業務	0 千円	1回当たり1,000円
ごみ、し尿取扱業務従事職員手当	ごみ、し尿取扱業務従事職員	ごみ、し尿取扱業務	580 千円	1日当たり600円
福祉事務所ケースワーカー業務従事職員手当	宍粟市福祉事務所勤務職員	ケースワーカー業務	56 千円	1月当たり2,000円
診療所医師特別手当	診療所医師	診療所診療業務	7,800 千円	1月当たり650,000円
診療所医師往診手当	診療所医師	時間外の診療(往診)業務	92 千円	診療点数に10円を乗じた額の1/2
遺体処置手当	看護師及び准看護師	患者が死亡した場合の遺体処置作業に従事した看護師及び准看護師	74 千円	1回当たり2,000円
緊急出勤手当	当該業務に従事した者	休日又は時間外に緊急の呼出しを受け、医療業務に従事した職員	45 千円	1回当たり2,000円(深夜) 1回当たり1,500円
待機手当	看護師及び准看護師	休日又は時間外に緊急の呼出しに対応するための待機を命じられた看護師及び准看護師	906 千円	1回当たり3,000円(年末年始) 1回当たり2,000円
遺体処置手当	看護師及び准看護師	患者が死亡した場合の遺体処置作業に従事した看護師及び准看護師	74 千円	1回当たり2,000円
選挙手当	当該業務に従事した者	国会議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査の事務等に従事した職員	5,246 千円	投票所及び共通投票所並びに期日前投票所における事務に従事した場合1時間につき2,400円以内 開票所における事務に従事した場合1時間につき2,800円以内

公立栄総合病院の特殊勤務手当	放射線取扱手当	放射線技師	放射線の照射又は放射線が放射されている場所での作業	720 千円	1月当たり7,500円
	細菌検査手当	検査技師	感染症菌の細菌検査、培養の業務	79 千円	1日当たり150円
	医師職務手当	医師	医療業務に従事する医師	143,114 千円	給料月額105%以内
	医師特別技能手当	医師	医療業務に従事する医師	42,500 千円	1月当たり年数に1万円を乗じて得た額。(上限20万円)
	遺体処置手当	看護師及び准看護師	患者が死亡した場合の遺体処置作業	314 千円	1回当たり1,000円
	遺体搬送業務手当	当該業務に従事した者	遺体の搬送業務に従事した運転手	0 千円	1回当たり1,000円
	年末年始勤務加算手当	医師ほか	医師 24時間勤務	471 千円	1日当たり40,000円
			医師 日直勤務		1回当たり16,000円
			医師 宿直勤務		1回当たり20,000円
			医師以外 宿直勤務		1回当たり3,000円
			医師以外 日直勤務		1回当たり3,000円
	年末年始勤務手当	看護師、准看護師、看護補助員及び調理員	年末年始に勤務	1,566 千円	1日当たり4,500円
	夜間看護手当	助産師、看護師及び准看護師	深夜の全部を含む勤務	47,674 千円	1回当たり11,900円
			深夜における勤務時間が4時間以上		1回当たり6,300円
			2時間以上4時間未満		1回当たり5,600円
	緊急出勤手当	当該業務に従事した者	緊急呼出を受け業務に従事した職員	857 千円	1回当たり2,000円
			深夜 深夜以外		1回当たり1,500円
	待機手当	医師	休日又は時間外に待機を命じられた医師	2,880 千円	1当務当たり8,000円
	緊急診療従事手当	医師	休日又は時間外に緊急に1時間以上の医療業務に従事	6,097 千円	1回当たり4,600円
			深夜 深夜以外		1回当たり3,800円
	研究手当	医師	薬剤の効用等経過に関する研究等	0 千円	治験契約に基づく病院収入の範囲内で市長が定める額
	出張診療手当	医師	診療所等に出張診療を命じられた医師	5,955 千円	1回当たり25,000円
	検診及び指導手当	医師及び技師の職にある者	各種検診、指導業務等に従事した医師及び技師		健診、指導業務等契約に基づく病院収入の範囲内で市長が定める額

(5) 時間外勤務手当

支 給 実 績 (5 年 度 決 算)	126,069 千円
職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (5 年 度 決 算)	259 千円
支 給 実 績 (4 年 度 決 算)	152,856 千円
職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (4 年 度 決 算)	316 千円

(注) 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	(1)配偶者:6,500円 (2)子:10,000円 (3)父母等:6,500円 ※16歳～23歳未満の扶養親族には5,000円加算	同	—	65,915 千円	237,104 円 【支給者】 278人/675人
住居手当	16,000円以上の家賃を払っている場合:家賃に応じ28,000円を上限に支給。	同	-	28,999 千円	261,256 円 【支給者】 111人/675人
通勤手当	●公共交通機関利用 55千円を限度に実費 ●自家用車等利用	同	—	100,944 千円	163,076 円 【支給者】 619人/675人
	(栄栗市)	(国)			
	1km未満	なし	なし		
	1km～2km未満	2,300円	なし		
	2km～5km未満	3,400円～5,600円	2,000円		
	5km～10km未満	6,600円～10,600円	4,100円		
	10km～15km未満	11,500円～15,100円	6,500円		
	15km～20km未満	16,000円～19,600円	8,900円		
	20km～25km未満	20,400円～23,600円	11,300円		
	25km～30km未満	24,300円～27,100円	13,700円		
	30km～35km未満	27,700円～30,100円	16,100円		
	35km～40km未満	30,600円～32,600円	18,500円		
	40km～45km未満	33,000円～34,600円	20,900円		
	45km～50km未満	35,000円～36,600円	21,800円		
	50km～55km未満	37,000円～38,600円	22,700円		
	55km～60km未満	39,000円～40,600円	23,600円		
	60km以上	400円/km加算	24,500円		
管理職手当	参事:69,000円 部長:67,000円 部参事:62,000円 次長:57,000円 課長:52,000円 副課長級:40,000円 副所長、副園長級:30,000円	異	職務区分、支給額とも相違	101,271 千円	599,239 円 【支給者】 169人/675人

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市 長	792,000 円		(参考)類似団体における最高／最低額			
		(880,000 円)		980,000 円／ 382,500 円			
	副 市 長	640,800 円					
		(712,000 円)		794,000 円／ 560,000 円			
区 分		給 料		月 額			等
報 酬	議 長	448,000 円		557,000 円／			327,000 円
		(円)					
	副議長	370,000 円		493,000 円／			279,000 円
		(円)					
期 末 手 当	議 員	346,000 円		450,000 円／			259,000 円
		(円)					
	市 長・副市長	(5年度支給割合)					
		4.20 月分					
退 職 手 当	議 員	(5年度支給割合)					
		4.20 月分					
	市 長	(算定方式)					
	副 市 長	(1期の手当額)					
備 考	市 長	(支給時期)					
	副 市 長	給料月額×在職月数×40/100					
	副 市 長	15,206,400円					
	副 市 長	任期ごと					
備 考	市 長	給料月額×在職月数×24/100					
	副 市 長	7,382,016円					
	副 市 長	任期ごと					
	副 市 長						

- (注) 1 給料及び報酬に減額措置がある場合、()内は減額措置を行う前の金額です。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。
3 市長、副市長の令和5年1月から令和7年4月までの給料月額は10%減額です。
4 市長、副市長、議員の令和5年6月から令和6年12月までの賞与は、4.10か月分です。

6 職員数の状況

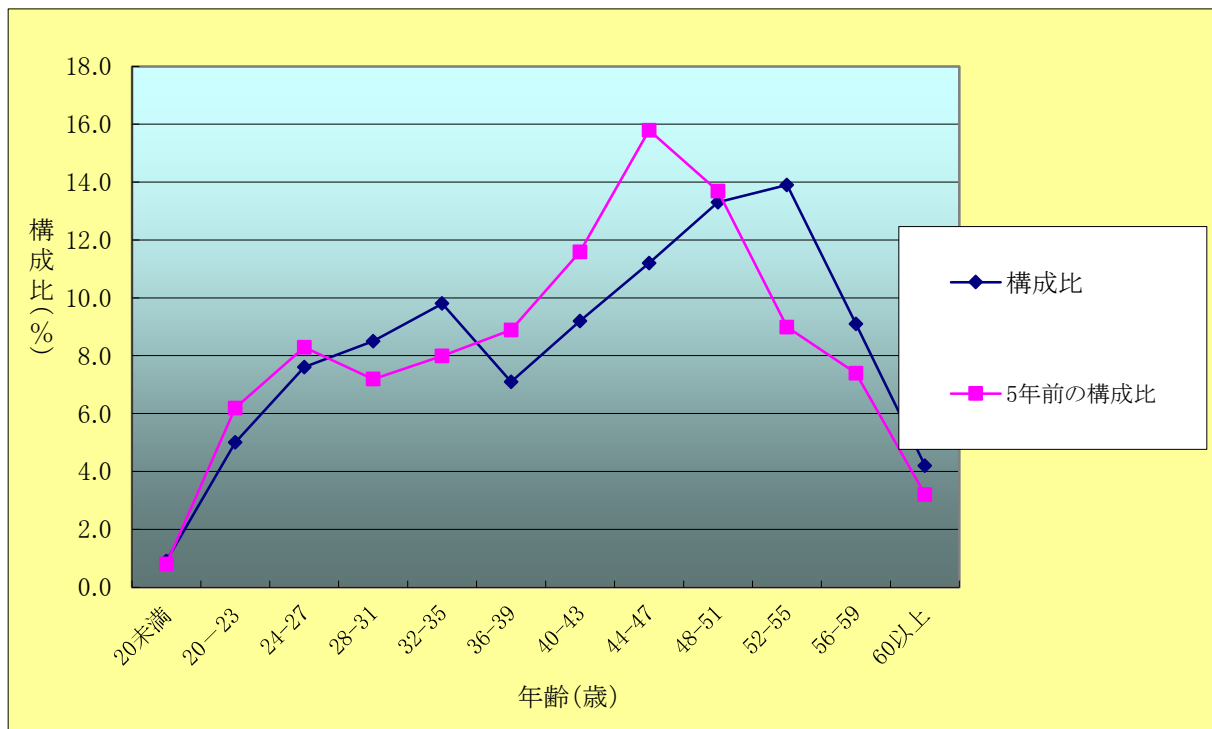
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和5年		
普通会計部門	議会・総務	104	105	△ 1	・派遣、育休代替減による(総務・企画)部門の減 ・新型コロナウイルスワクチン接種業務の廃止、幼保一元化の影響により保育所を閉鎖したことによる福祉(衛生・民生)部門の減 ・業務精査によるその他(商工)部門の減
	一般行政	87	95	△ 8	
	福祉	98	102	△ 4	
	その他				
	小 計	289	302	△ 13	<参考> 人口1万人当たり職員数 83.598人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数69.85人)
	特別行政	79	76	3	・欠員に対する補充
	教育	0	0	0	
	消防				
	小 計	368	378	△ 10	<参考> 人口1万人当たり職員数 106.451人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数89.76人)
公営企業等	病院	259	265	△ 6	・医師、看護師等の退職による減
	水道・下水道	15	15	0	
	その他	18	17	1	
	小 計	292	297	△ 5	
合 計		660 [693]	675 [693]	△ 15	<参考> 人口1万人当たり職員数 190.917人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	6	33	50	56	65	47	61	74	88	92	60	28	660

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	287	297	305	303	302	289	2 (0.7%)
教育	85	85	80	75	76	79	▲ 6 (▲ 7.1%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
普通会計計	372	382	385	378	378	368	▲ 4 (▲ 1.1%)
公営企業等会計計	298	289	292	294	297	292	▲ 6 (▲ 2.0%)
総合計	670	671	677	672	675	660	▲ 10 (▲ 1.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道(上水道)事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益 又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
5	1,244,134	147,502	44,888	3.6	3.5

(注) 職員給与費は、損益勘定職員の人件費(法定福利費等を含む)を計上しています。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	
5	8	38,810	6,439	14,073	59,322	7,415	6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。

また、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含みません。

3 職員数及び給与費については任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員は含みません。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平 均 月 収
宍粟市(水道事業)	41.3 歳	334,263 円	463,749 円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 1 基本給には、給料のほか扶養手当を含みます。

2 平均月収には、期末・勤勉手当等を含みます。

3 団体平均は、簡易水道事業を含む、全国の市町村(政令指定都市を除く)です。

4 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

宍 粟 市 (水 道 事 業)	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(5年度)	1人当たり平均支給額(5年度)
1,554 千円	1,506 千円
(5年度支給割合)	(5年度支給割合)
期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	期末手当 勤勉手当 — 月分 — 月分 (—) 月分 (—) 月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5・10%	職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

宍 粟 市 (水 道 事 業)			団 体 平 均		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	認定応募・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.58675 月分	勤続20年	－ 月分	－ 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	－ 月分	－ 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	－ 月分	－ 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	－ 月分	－ 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例加算 45歳以上で勤続20年以上 2%～45%加算 ※60歳までの年数1年につき算定基礎給料を3%加算			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額	－ 千円	－ 千円	1人当たり平均支給額	11,059 千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支 給 実 績 (5 年 度 決 算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
宍粟市	0 %	0 人	0 %

エ 特殊勤務手当

(令和6年4月1日現在)

支 給 実 績 (5 年 度 決 算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険又は困難業務従事職員手当	建設部勤務職員等	水道事業緊急出動	0 千円	1日当たり600円

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績 (5 年 度 決 算)	986 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	247 千円 (支給者:4人)
支 給 実 績 (4 年 度 決 算)	1,086 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	217 千円 (支給者:5人)

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異 同	一般行政職 の制度と異 なる 内 容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	(1)配偶者:6,500円 (2)子:10,000円 (3)父母等:6,500円 ※16歳～23歳未満の扶養親 族には5,000円加算	同	—	1,408 千円	352,000 円 【支給者】 4人/8人
住居手当	16,000円以上の家賃を払っ ている場合:家賃に応じ 27,000円を上限に支給。	同	—	322 千円	322,000 円 【支給者】 1人/8人
通勤手当	●公共交通機関利用 55千円を限度に実費	同	—	1,880 千円	268,571 円 【支給者】 7人/8人
	●自家用車等利用	同	—		
	1km未満	同	—		
	1km～2km未満	同	—		
	2km～5km未満	同	—		
	5km～10km未満	同	—		
	10km～15km未満	同	—		
	15km～20km未満	同	—		
	20km～25km未満	同	—		
	25km～30km未満	同	—		
	30km～35km未満	同	—		
	35km～40km未満	同	—		
	40km～45km未満	同	—		
	45km～50km未満	同	—		
	50km～55km未満	同	—		
	55km～60km未満	同	—		
	60km以上	同	—		
管理職手当	部 長 級:67,000円 次 長 級:57,000円 課 長 級:52,000円 副課長級:40,000円	異	職務区分、 支給額とも相 違	1,843 千円	614,333 円 【支給者】 3人/8人